### 国税庁ホームページから

ホーム/ 法令等/ 質疑応答事例/ 印紙税/ 建設工事請負契約書の印紙税の軽減措置

# 【照会要旨】

建設工事請負契約書について印紙税が軽減されていると聞きましたが、具体的な取扱いについて説明してください。

## 【回答要旨】

租税特別措置法により、建設工事の請負に伴って作成される請負契約書について、印紙税の軽減措置が講じられ、税率が引き下げられています。その概要等は次のとおりです(不動産の譲渡に関する契約書についても軽減されております。)。

### 1 軽減措置の内容

軽減措置の対象となる契約書は、請負に関する契約書(建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限られます。)のうち、記載金額が100万円を超えるもので、平成26年4月1日から令和4年3月31日までの間に作成されるものになります。

なお、これらの契約書に該当するものであれば、建設請負の当初 に作成される契約書のほか、工事金額の変更や工事請負内容の追加 等の際に作成される変更契約書や補充契約書等についても軽減措置 の対象になります。

# 2 軽減後の税率

軽減措置の対象となる契約書に係る印紙税の税率は、課税物件表の 規定にかかわらず、次表のとおりとなります。

契約金額	本則税率	軽減税率
100 万円を超え 200 万円以下のもの	400 円	200 円
200 万円を超え 300 万円以下のもの	1 千円	500 円
300 万円を超え 500 万円以下のもの	2 千円	1千円
500 万円を超え 1 千万円以下のもの	1 万円	5 千円
1千万円を超え 5千万円以下のもの	2 万円	1 万円
5 千万円を超え 1 億円以下のもの	6 万円	3 万円
1 億円を超え 5 億円以下のもの	10 万円	6万円
5 億円を超え 10 億円以下のもの	20 万円	16 万円
10 億円を超え 50 億円以下のもの	40 万円	32 万円
50 億円を超えるもの	60 万円	48 万円

(注) 建設工事の請負に伴って作成される請負契約書のうち、その 契約書に記載された契約金額が 100 万円以下のもの(契約金額の記 載のないものを含みます。)は、軽減措置の対象となりません(税率 200 円)。また、契約書に記載された契約金額が 1 万円未満のものは 非課税となります。

# 3 軽減措置の対象となる請負に関する契約書の範囲

軽減措置の対象となる「請負に関する契約書」とは、課税物件表第 2号文書に掲げる「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第 1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもの をいいます。 この場合において建設工事とは、土木建築に関する工事の全般をいいますが、建物の設計、建設機械等の保守、船舶の建造又は機械等の制作若しくは修理等については、建設業法第2条第1項に規定する建設工事には該当しません。

なお、建設工事の請負に係る契約に基づき作成される契約書であれば、その契約書に建設工事以外の請負に係る事項が併記されていても、軽減措置の対象になります。

# (例)

# 建物建設工事及び設計請負契約書

契約金額 工事代金 50,000,000円

設計代金 5,000,000円

この契約書に記載された契約金額は 55,000,000 円(建物建設工事代金 50,000,000 円+設計請負代金 5,000,000 円) ですから、印紙税額は 30,000 円になります。

# (参考)

平成9年4月1日から平成26年3月31日までの間に作成された建設工事の請負に伴って作成される請負契約書のうち、記載金額が1千万円を超えるものは、課税物件表の規定にかかわらず、次表のとおりとなります。

契約金額	本則税率	軽減税率
1千万円を超え 5千万円以下のもの	2 万円	1万5千円
5 千万円を超え 1 億円以下のもの	6 万円	4万5千円
1 億円を超え 5 億円以下のもの	10 万円	8 万円
5 億円を超え 10 億円以下のもの	20 万円	18 万円
10 億円を超え 50 億円以下のもの	40 万円	36 万円
50 億円を超えるもの	60 万円	54 万円

## 【関係法令通達】

租税特別措置法第91条

# 注記

令和3年8月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。 この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答 であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありません から、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合において は、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注 意ください。

- 2軽減措置の対象となる「不動産譲渡契約書」の範囲
- 3軽減措置の対象となる「建設工事請負契約書」の範囲

#### 【収入印紙を誤って貼ったときは】

印紙税として定められた金額を超えた収入印紙を文書に貼ってしまった場合や印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより、印紙税の還付を受けることができます。

## 【分からないときは】

軽減措置の対象となる契約書に該当するかどうか、税額がいくらに なるか、また、還付を受けるための手続など、印紙税についてお分 かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署(電話相談セン ター)へお尋ねください。

※国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックスアンサー(よくある税の質問)もご利用ください。

【国税庁ホームページwww.nta.go.jp】 この社会あなたの税がいきている